

厚生労働省が行うリ・スキリング支援策について

2024年4月25日

厚生労働省 人材開発統括官

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

個人への支援

企業への支援

ハロートレーニング

・ 求職者が無料で受講できる離職者向け訓練と企業がその雇用する労働者に受講させることができる在職者向け訓練等を実施。

教育訓練給付

・ 厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了した際に、受講費用の一部を支給。

人材開発支援助成金

・ 事業主等が雇用する労働者に対して、職業訓練等を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

キャリア形成・リスキリング推進事業

・ 労働者の職業生活せ設計を支援し、職業選択や能力開発の自信・意欲の向上、自己決定を促す支援を行うキャリアコンサルティングの実施
・ 従業員のキャリア形成の取組を行う企業に対する支援の実施

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**
(無料 (テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年

実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)
+通所手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練 機関等(都道府 県からの委託)
主にもづくり分野 の高度な訓練を実 施(金属加工科、 住環境計画科 等)	地域の実情に応じた 多様な訓練を実施 (木工科、自動車 整備科等)	事務系、介護 系、情報系等モデ ルカリキュラムなど による訓練を実施



対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
(無料 (テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月

実施機関

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通所
手当(※)+寄宿手当を支給(本人収入が月
8万円以下、世帯収入が月30万円以下等、一
定の要件を満たす場合)

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の要
件(本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を満た
していれば、通所手当のみの支給が可能。

民間教育訓練機関等 (訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)	
<基礎コース> 社会人としての基 礎的能力を習得す る訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して 習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、情 報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)、 医療事務系(医療・調剤事務科等) 等)



在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

令和4年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	102,160	-	24,993	-	77,167	-
うち施設内	31,135	86.7%	24,922	87.9%	6,213	83.2%
うち委託	71,025	74.6%	71	44.9%	70,954	74.6%
在職者訓練	105,616	-	65,092	-	40,524	-
学卒者訓練	15,798	96.0%	5,528	99.5%	10,270	94.8%
合計	223,574	-	95,613	-	127,961	-

令和4年度求職者支援訓練 実績
(基礎コース) 6,230人 就職率：57.1% (実践コース) 34,059人 就職率：59.0%

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<p><u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u>を6か月ごとに支給。</p> <p>※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u>を追加支給。</p>	<p><u>受講費用の40%（上限20万円）</u></p>	<p><u>受講費用の20%（上限10万円）</u></p>
支給要件	<p>○ <u>在職者又は離職後1年以内</u>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</p> <p>○ <u>雇用保険の被保険者期間3年以上</u>（初回の場合、専門実践教育訓練給付は<u>2年以上</u>、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は<u>1年以上</u>）</p>		
講座数	2,972講座	705講座	12,045講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 	<p><u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

(注) 講座数は2024年4月時点、受給者数は2022年度実績。

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付
最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付
受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

人材開発支援助成金のご案内（令和6年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)※1 60%※2 70%※3	60% (45%)※1 75%※2 100%※3	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60%※2 70%※3	75%※2 100%※3	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		960円※4	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円※5 (760円)	-※5 (960円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合の助成率 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

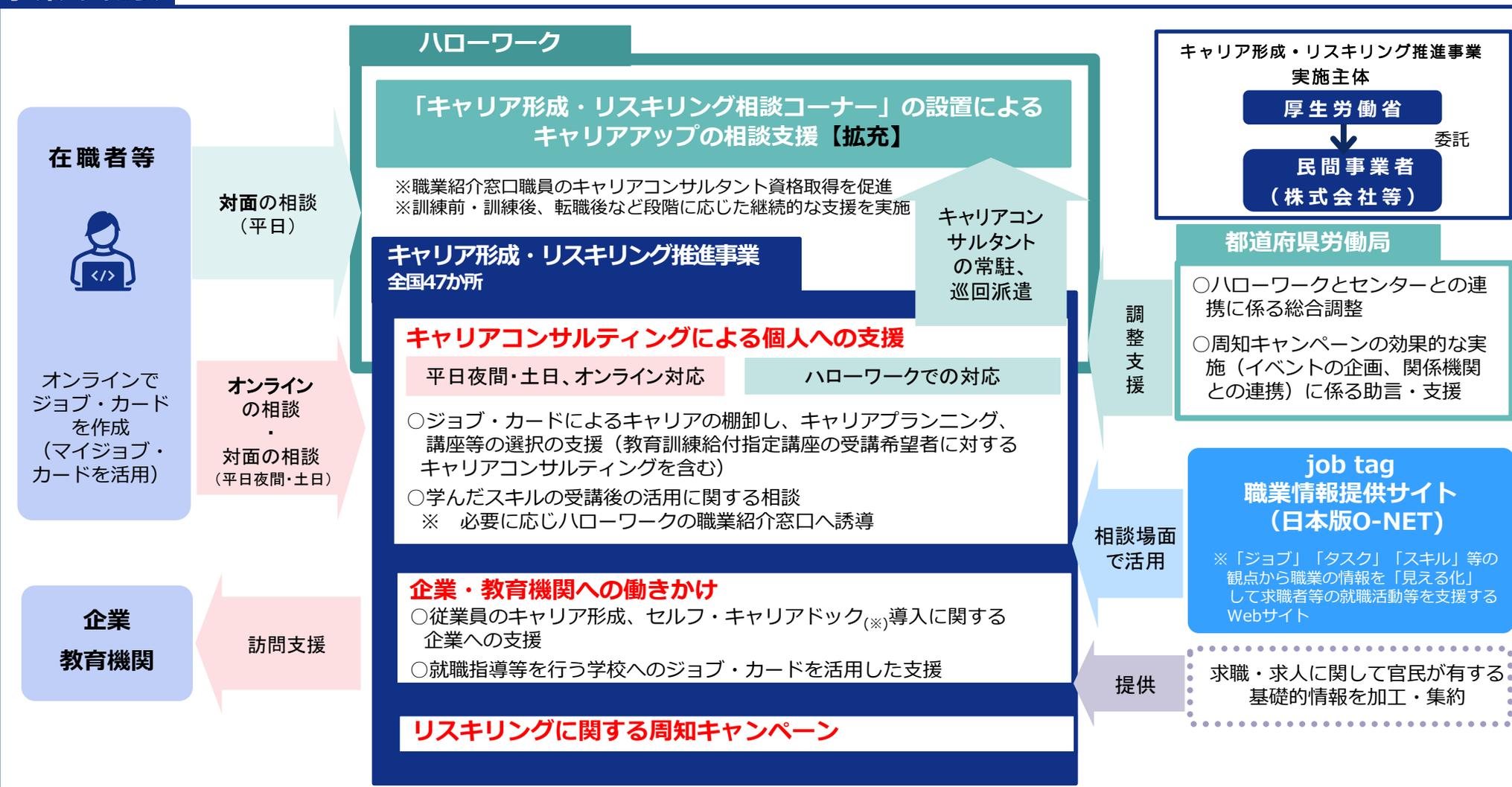
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

事業の目的 令和6年度当初予算額 **38億円**（22億円）※（ ）内は前年度当初予算額

「三位一体の労働市場改革の指針」を踏まえ、労働市場情報や職業・教育訓練等に関する情報を活用し、ハローワークの機能を強化する形で、在職時からキャリアアップに関する継続的な相談支援が行えるよう、必要な体制整備を図る。

事業の概要

令和4年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計） 24,488件



ハローワーク

「キャリア形成・リスキング相談コーナー」の設置による
キャリアアップの相談支援【拡充】

- ※職業紹介窓口職員のキャリアコンサルタント資格取得を促進
- ※訓練前・訓練後、転職後など段階に応じた継続的な支援を実施

キャリア形成・リスキング推進事業
全国47か所

キャリアコンサルティングによる個人への支援

平日夜間・土日、オンライン対応 ハローワークでの対応

- ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援（教育訓練給付指定講座の受講希望者に対するキャリアコンサルティングを含む）
- 学んだスキルの受講後の活用に関する相談
※ 必要に応じハローワークの職業紹介窓口へ誘導

企業・教育機関への働きかけ

- 従業員のキャリア形成、セルフ・キャリアドック^(※)導入に関する企業への支援
- 就職指導等を行う学校へのジョブ・カードを活用した支援

リスキングに関する周知キャンペーン

キャリア形成・リスキング推進事業
実施主体



都道府県労働局

- ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整
- 周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

調整支援

job tag 職業情報提供サイト (日本版O-NET)

※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

相談場面で活用

提供

求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工・集約

※「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。